

日常生活用具一覧表

◎は、介護保険制度優先

区分	種目	単価	対象者	性能や注意点	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	◎ 特殊寝台	154,000円	①下肢・体幹障がい2級以上 ②寝たきりの状態にある難病患者(医師意見書が必要)	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能があるもの	8年	学齢児以上
	◎ 特殊マット	19,600円	①知的障がいA2以上 ②下肢・体幹障がい1級 ③寝たきりの状態にある難病患者(医師意見書が必要)	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能があるもの	5年	3歳以上
	◎ 特殊尿器	67,000円	①下肢・体幹障がい1級(常時介護を要する者) ②自力で排尿できない難病患者(医師意見書が必要)	尿が自動的に吸引されるもの	5年	学齢児以上
	入浴担架	82,400円	①下肢・体幹障がい2級以上(常時介護を要する者)	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	3歳以上
	体位変換器	15,000円	①下肢・体幹障がい2級以上(常時介護を要する者) ②寝たきりの状態にある難病患者(医師意見書が必要)		5年	学齢児以上
	◎ 移動用リフト	159,000円	①下肢・体幹障がい2級以上 ②下肢・体幹に障がいのある難病患者(医師意見書が必要)	※天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	3歳以上
	訓練用ベッド	159,200円	①下肢・体幹に障がい(児童に限る) ②下肢・体幹に障がいのある難病患者(医師意見書が必要)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	学齢児以上 18歳未満
	◎ 浴槽(湯沸器を含む)	91,000円	①下肢・体幹障がい2級以上		8年	学齢児以上
		(個々に給付) ・浴槽 58,300円 ・湯沸器 50,000円				
	入浴補助用具	90,000円	①下肢・体幹障がい(入浴に介助を必要とする者) ②入浴に介助を必要とする難病患者(医師意見書が必要)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの ※設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	3歳以上
	便器	便器 4,450円	①下肢・体幹障がい2級以上 ②常時介護を必要とする難病患者(医師意見書が必要)	手すりをつけることができる ※設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	学齢児以上
		手すり付き 5,400円				
	T字杖、棒状の杖	3,000円	①平衡障がい ②下肢・体幹障がい	(施設利用者も可)	4年	3歳以上

自立生活支援用具	◎移動、移乗支援用具	60,000円	①平衡障がい ②下肢・体幹障がい （家庭内の移動等に介助が必要な方） ③下肢が不自由な難病患者 （医師意見書が必要）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がいのある方の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性があるもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 ※設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	3歳以上
	頭部保護帽	Aオーダーメイド 15,200円 A既製品 12,160円	①平衡障がい ②下肢・体幹障がい ③知的障がい ④精神障がい （てんかんの発作等により頻繁に転倒する方。医師意見書が必要な場合がある。）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの （施設利用者可） A：スポンジ、革が主材料 B：スポンジ、革、プラスチックが主材料	3年	—
		Bオーダーメイド 36,750円 B既製品 29,400円				
	特殊便器	151,200円	①上肢障がい2級以上 ②知的障がいA2以上 ③上肢に障がいのある難病患者 （医師意見書が必要）	温水温風を出し得るもの ※取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	学齢児以上
	火災警報器	15,500円	①身体障がい2級以上 ②知的障がいA2以上 （火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみの世帯や、これに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	8年	—
	自動消火器	28,700円	①身体障がい2級以上 ②知的障がいA2以上 ③難病患者 （火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみの世帯や、これに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火するもの	8年	—
	電磁調理器	41,000円	①視覚障がい2級以上 ②知的障がいA2以上 （視覚又は知的障がい者のみの世帯や、これに準ずる世帯）		6年	18歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	①視覚障がい2級以上		10年	学齢児以上
在宅療養等支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	①聴覚障がい2級 （聴覚障がいのみの世帯や、これに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	18歳以上
	透析液加温器	51,500円	①じん臓障がい3級以上 （自己連続携帯式腹膜灌流法CAPDによる透析療法を行う方）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	3歳以上
	ネブライザー（吸入器）	36,000円	①呼吸器障がい3級以上 ②①と同程度の障害で必要と認められる者 （医師意見書が必要） ③呼吸器に障がいのある難病患者 （医師意見書が必要）		5年	3歳以上
	電気式たん吸引器	56,400円	①呼吸器障がい3級以上 ②①と同程度の障害で必要と認められる者 （医師意見書が必要） ③呼吸器に障がいのある難病患者 （医師意見書が必要）		5年	3歳以上
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	①呼吸器障がい （医療保険における在宅酸素療法を行う方）		10年	18歳以上
	視覚障がい者用体温計（音声式）	9,000円	①視覚障がい2級以上 （視覚障がいの方みの世帯や、これに準ずる世帯）		5年	学齢児以上

	視覚障がい者用体重計	18,000円	①視覚障がい2級以上 (視覚障がいの方みの世帯や、 これに準ずる世帯)		5年	学齢児以上
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500円	①呼吸器障がい3級以上 ②①と同程度の障害で必要と認められる者 (医師意見書が必要) ③人工呼吸器が必要な難病患者 (医師意見書が必要)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもの	5年	—
	人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー	150,000円	①在宅で人工呼吸器を使用している身体障がい者(児)や、難病患者 (※医師意見書が必要)		10年 (外部バッテリーについては5年)	—
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800円	①音声言語機能障がい者 ②①と同等の障害で必要と発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能があるもの	5年	学齢児以上
	パーソナルコンピュータ(注1)	100,000円	①上肢障がい2級以上 ②言語と上肢複合障がい2級以上 (文字を書くことが困難なものに限る。)	プロテクター、プリンター等を付帯することができる	6年	学齢児以上
	情報・通信支援用具	150,000円	①視覚障がい2級以上 ②上肢障がい2級以上	コンピュータの入力等が可能となる周辺機器	6年	学齢児以上
	点字ディスプレイ	383,500円	①視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい者2級の障がいのある方	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	18歳以上
	点字器	10,400円	①視覚障がい2級以上	点字板	7年	学齢児以上
	点字タイプライター	63,100円	①視覚障がい2級以上		5年	学齢児以上
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	録音再生機 87,550円	①視覚障がい2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに再生できるもの	6年	学齢児以上
		再生専用機 36,050円				
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置・音声ICタグレコーダー	99,800円	①視覚障がい2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する装置又はICタグ等に録音した情報を読み上げる装置	6年	学齢児以上
	視覚障がい者用拡大読書器	198,000円	①視覚障がい	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	学齢児以上
	視覚障がい者用時計	触読式 10,300円	①視覚障がい2級以上(音声時計は、手指の感覚に障がいがある等で触読式時計の使用が困難な方を原則とする。)		10年	18歳以上
		音声式 13,300円				
	聴覚障がい者用通信装置	71,000円	①聴覚障がい ②発声・発語に著しい障がいがある方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、通信ができる機器	5年	学齢児以上
	FAX(注1)	35,000円	①聴覚障がい ②発声・発語に著しい障がいがある方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字により通信ができる機器	5年	学齢児以上

	聴覚障がい者用 情報受信装置	88,900円	①聴覚障がい	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの	6年	3歳以上
	人工喉頭	電動式 70,100円	①音声機能障がい (喉頭摘出した方のみ)	(施設利用者も可)	5年	—
		笛式 5,000円				
		(気管カニューレ付は、3,100円増し)				
	点字図書	本代の実費相当分	①視覚障がい	点字により作成された図書(施設利用者も可)	—	—
	視覚障がい者用 情報受信装置	29,000円	①視覚障がい2級以上	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信するもの	6年	学齢児以上
	視覚障がい者用 音声読書器	198,000円	①視覚障がい2級以上(障害者用ポータブルレコーダー(DAISY方式により録音された図書を再生できる機能を有するもので耐用年数が経過していないものに限る。)の給付を受けている場合を除く。)	印刷物等の内容を音声で読み上げる機能があるもの(眼鏡装着型も可)	8年	学齢児以上
	音声色彩判別装置	47,000円	①視覚障がい2級以上 (視野障がいを除く)	色彩を音声で知らせるもの	10年	学齢児以上
排泄管理 支援用具	ストマ装具 (注2)	蓄便袋 8,858円/月	①ぼうこう、直腸機能障がいを有するストマ造設者	6箇月単位で支給可能とする。(施設利用者も可)	—	3歳以上
		蓄尿袋 11,639円/月				
	収尿器 (注2, 3)	紙オムツ 12,000円/月	排せつコントロールが不可能な排便又は排尿の機能に障がいのある全身性障がい者等(医師意見書が必要)	6箇月単位で支給可能とする。(施設利用者も可)	—	3歳以上
	収尿器	8,500円	排尿コントロールが困難な排尿の機能に障がいのある方	(施設利用者も可)	—	3歳以上
住宅 改修費	◎ 居宅生活動作補助用具 (注4)	200,000円	①下肢・体幹障がい3級以上 ②運動機能障がい3級以上 (移動機能障がいに限る) ③上肢障がい2級以上 (便器の取替の場合のみ) ④下肢・体幹機能に障がいのある難病患者(医師意見書が必要)	障がいのある方の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	学齢児以上

(注1) パソコン又はFAXは汎用性の高い用具であるため、所得税非課税世帯が対象です。

(注2) ストマ用装具、紙オムツは、月を遡って申請することはできません。

(注3) 紙オムツの支給対象者は、次のいずれかに該当する方です。

① 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない方

② 高度の排尿機能障がい(ただし、3歳未満に発症した先天性疾患等に起因する神経障がいによるものに限る)又は、高度の排便機能障がい(先天性鎖肛を除く。)のある方

③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する高度の排便機能障がいのある方

④ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な方

(注4) 申請には、工事図面、改修工事見積書、着工前の写真が必要です。